

「住宅改修が必要な理由書」を作成した方へ

居宅介護支援事業者等支援費の支給について

介護保険の住宅改修費支給において、ケアマネジャーのついていない被保険者に対して「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合に、完了後、申請により居宅介護支援事業者等支援費を支給します。

1 対象者

居宅介護支援事業者等支援費（以下「支援費」という。）は、千葉市居宅介護支援事業者等支援事業実施要綱に基づき支給するもので、居宅介護支援事業者のいない被保険者に対して住宅改修支援業務※を実施した場合に、当該業務を実施した、居宅介護支援事業者、千葉市あんしんケアセンターに勤務する社会福祉士及び保健師、千葉市社会福祉事業団が実施する障害者等住宅改造相談事業の相談員、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験２級以上の資格を有する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）からの請求に基づき支給するものです。

※ 住宅改修支援業務は、介護保険法施行規則第７５条第２項第２号又は第９４条第２項第２号に定める住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの（以下「理由書」という。）の作成に係る業務です。当該業務は、平成１２年３月８日付老企第４２号「居宅介護住宅改修費及び居宅介護支援サービス費の支給について」２（２）②住宅改修が必要な理由書に則って行われるべきものです。

支援費の支給対象となる住宅改修支援業務

作成者 利用者	担当の介護 支援専門員	担当ではない 介護支援専門員	その他専門的知識を 有すると認められる者
担当の介護支援専門員 がいる要介護者等	×	×	×
担当の介護支援専門員 がいない要介護者等		○	○

2 支給内容

支援費として、１件につき２，０００円が支給されます。

3 申請手続

- 完了後すみやかに、サービスを提供した被保険者の住所地の区の高齢障害支援課介護保険室に支給申請をしてください。
- 居宅介護支援事業者等支援費支給申請書及び居宅介護支援事業者等支援費請求書を提出してください。
- 支援費支給申請の翌月以降に、指定口座への振込の方法により、支給します。

【問い合わせ先】 各区の保健福祉センター 高齢障害支援課 介護保険室

中 央 区 ☎ 043-221-2198

花 見 川 区 ☎ 043-275-6401

稲 毛 区 ☎ 043-284-6242

若 葉 区 ☎ 043-233-8264

緑 区 ☎ 043-292-9491

美 浜 区 ☎ 043-270-4073